

健健発 0620 第 1 号
令和 4 年 6 月 20 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則の一部改正について（施行通知）

標記について、「ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業の実施について」（平成 16 年 3 月 30 日付け健感発第 0330004 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則」（以下「実施細則」という。）を別添のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用するので、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）に対し周知方よろしくお願いしたい。

ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則
新旧対照表

（下線部分は改正箇所）

新	旧
ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則	ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則
第 1 （略）	第 1 （略）
第 2 医療費	第 2 医療費
1 ～ 2 （略）	1 ～ 2 （略）
3 支給手続 （ 1 ）医療費を受けようとする者は、別紙 1 に定める医療費・医療手当申請書に次の書類を添えて、2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。 <u>ただし、2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、2 次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。</u>	3 支給手続 （ 1 ）医療費を受けようとする者は、別紙 1 に定める医療費・医療手当申請書に次の書類を添えて、2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。

一～五 （略） （２）～（５） （略） 第３ 医療手当 １～２ （略） ３ 支給手続 （１）医療手当の支給を受けようとする者は、別紙１に定める医療費・医療手当申請書に医療費の申請の場合と同一の書類を添えて、２次感染の原因となった予防接種の被接種者が、当該予防接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村長に提出するものとする。<u>ただし、２次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、２次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。</u> なお、医療手当と同一月分の医療費が併せて判定申出されている場合は、医療手当についての書類の添付は、省略して差し支えないこととする。 （２）～（３） （略）	一～五 （略） （２）～（５） （略） 第３ 医療手当 １～２ （略） ３ 支給手続 （１）医療手当の支給を受けようとする者は、別紙１に定める医療費・医療手当申請書に医療費の申請の場合と同一の書類を添えて、２次感染の原因となった予防接種の被接種者が、当該予防接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村長に提出するものとする。 なお、医療手当と同一月分の医療費が併せて判定申出されている場合は、医療手当についての書類の添付は、省略して差し支えないこととする。 （２）～（３） （略）
---	---

第４ 特別手当 ア 障害児の養育に対する特別手当 １～２ （略） ３ 支給手続 （１）障害児養育特別手当の支給を受けようとする者は、別紙３に定める障害児養育特別手当申請書に次の書類を添えて、２次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。<u>ただし、２次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、２次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。</u> 一～七 （略） （２）～（４） （略） ４～５ （略）	第４ 特別手当 ア 障害児の養育に対する特別手当 １～２ （略） ３ 支給手続 （１）障害児養育特別手当の支給を受けようとする者は、別紙３に定める障害児養育特別手当申請書に次の書類を添えて、２次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。 一～七 （略） （２）～（４） （略） ４～５ （略）
--	--

イ 18歳以上の障害者に対する特別手当 1～2 (略) 3 支給手続 (1) 障害者特別手当の支給を受けようとする者は、別紙5に定める障害者特別手当申請書に次に掲げる書類を添えて、2次感染の原因になったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。<u>ただし、2次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、2次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。</u> ー～五 (略) (2)～(4) (略) 4～5 (略) 第5 死亡一時金 ア 死亡した者が生計維持者であった場合の遺族に対する一時	イ 18歳以上の障害者に対する特別手当 1～2 (略) 3 支給手続 (1) 障害者特別手当の支給を受けようとする者は、別紙5に定める障害者特別手当申請書に次に掲げる書類を添えて、2次感染の原因になったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。 ー～五 (略) (2)～(4) (略) 4～5 (略) 第5 死亡一時金 ア 死亡した者が生計維持者であった場合の遺族に対する一時
--	--

金 1 ～ 2 （略） 3 支給手続 生計維持者死亡一時金の支給を受けようとする者は、別紙 6 - 1 に定める死亡一時金申請書に次に掲げる書類を添えて、2 次感染の原因になったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。<u>ただし、2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、2 次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。</u> 一～九 （略） 4 （略） イ 死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金 1 ～ 2 （略） 3 支給手続	金 1 ～ 2 （略） 3 支給手続 生計維持者死亡一時金の支給を受けようとする者は、別紙 6 - 1 に定める死亡一時金申請書に次に掲げる書類を添えて、2 次感染の原因になったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。 一～九 （略） 4 （略） イ 死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金 1 ～ 2 （略） 3 支給手続
--	--

非生計維持者死亡一時金の支給を受けようとする者は、別紙 6 - 1 に定める死亡一時金申請書に次に掲げる書類を添えて、死亡した者の 2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。<u>ただし、2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、2 次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。</u> 一～三 （略） 4 （略） 第 6 葬祭料の支給 1～2 （略） 3 支給手続 葬祭料の支給を受けようとする者は、別紙 7 に定める葬祭料申請書に次に掲げる書類を添えて、死亡した者の 2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。<u>ただし、2 次感染の原因となったポリオの定期予防接</u>	非生計維持者死亡一時金の支給を受けようとする者は、別紙 6 - 1 に定める死亡一時金申請書に次に掲げる書類を添えて、死亡した者の 2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。 一～三 （略） 4 （略） 第 6 葬祭料の支給 1～2 （略） 3 支給手続 葬祭料の支給を受けようとする者は、別紙 7 に定める葬祭料申請書に次に掲げる書類を添えて、死亡した者の 2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。
---	---

<u>種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、2 次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。</u> 一～三 （略） 第 7 （略） 附則 （略）	一～三 （略） 第 7 （略） 附則 （略）
--	---